

(宛先) 衆議院・参議院消費者問題特別委員会委員、消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長、国民生活センター理事長

## 「消費者契約法の一部を改正する法律案」の成立にあたって

2018年6月8日

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

本日（2018年6月8日）参議院本会議にて、「消費者契約法の一部を改正する法律案」が全会一致で可決されました。

全国消費者団体連絡会は、本法律案は消費者被害の防止・救済の道を広げる内容であるとして今通常国会での成立を強く求めてきました。法律の成立にあたり、衆議院・参議院消費者問題特別委員会委員の皆様、消費者庁・内閣府消費者委員会など関係各位のご尽力に深く感謝いたします。特に今回、衆議院消費者問題に関する特別委員会において、政府案に対する与野党修正案が提案され修正が図られたことは、成果として感謝いたしております。

私どもは全国の消費者団体や弁護士会と協力しながら、本法律案の今通常国会での成立を求めつつ、法案をよりよくする観点から下記の点を特に求めてまいりました。

- ・「つけ込み型勧誘への取消権付与」の論点に関して、法律案第4条3項三号・四号の「社会生活上の経験が乏しいことから、」という文言の削除
- ・今後の課題として、「平均的損害額の立証に関する推定規定」の措置と、より一般的な「つけ込み型勧誘への取消権」の措置

そして、今後の課題については附則・附帯決議に明示し、時限を区切って次の改正につなげることなどを求めてまいりました。

衆議院消費者問題に関する特別委員会および参議院消費者問題に関する特別委員会で丁寧にご審議いただいた結果、「社会生活上の経験が乏しいことから、」という文言の削除には至らなかったものの、可決された修正案や、衆議院・参議院での附帯決議には、上記の要望の趣旨も盛り込まれたものと考えております。

今後に向けては、附帯決議で特に時限を示されている事項について、確実に措置につながるよう、実効性を持って対応をすすめていただければ幸いです。

特に、今回の法改正で「消費者の不安をあおる告知」「勧誘目的で新たに構築した関係の濫用（いわゆるデート商法等）」への取消権は措置されましたが、これらは数多ある消費者被害のうちの一部であり、成年年齢引き下げの流れも見据え、より一般的な「つけ込み型勧誘への取消権」の措置等の実効的な法制度の整備が必要と考えます。

そもそも消費者契約法は、消費者契約の幅広いトラブルの解決に資する「包括的民事ルール」であり、あるべき消費者契約の姿（規範）を示す役割を負っているものです。前回（平成28年）改正や今回の改正では、悪質性の強い一部の案件を対象として要件を具体的に規定する改正となっていますが、包括的民事ルールという法律の性格からしても、幅広い消費者トラブル救済に資する規定が望まれます。

今後は、1年後の施行に向けて今回の改正内容の周知を進めるとともに、上記のような点について次回改正に向けた準備に入っていただくことを要望いたします。

私ども消費者団体も、消費者契約法の活用をはじめ、各地での活動を充実させ、消費者の権利が尊重される社会づくりに向けて一層努力してまいります。

以上